

お知らせ



土地および家屋の
価格等の縦覧制度を
ご利用ください

固定資産税の縦覧制度とは、納税者の皆さんが近隣の土地や家屋の価格と自己の所有する資産の価格比較することによって、自己の土地や家屋の評価額の適正さを検討していただくための制度です。

【期間】

4月1日(火)～6月2日(月)
(土・日・祝日を除く)

【時間】

午前8時30分～午後5時15分

【場所】

税務課資産税係

【手数料】

無料

【縦覧できる対象者】

市内に所在する土地・家屋の納税者本人、または、同一世帯の人（非課税や免税点未満の土地・家屋の所有者は対象外）

【必要なもの】

- 納税通知書または運転免許書など本人確認書類（代理人は別途委任状が必要）
- 印鑑

納税者の皆さんには、5月初旬（予定）に課税明細書を添付した納税通知書を送付しますので、内容をご確認ください。

税務課 資産税

☎42・1291

春の全国交通安全運動

4月6日(日)から15日(火)までの10日間、全国一斉に「春の全国交通安全運動」が実施されます。交通事故のない、明るく安全な街づくりのために、お互いが交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めましょう。

4月10日(木)には、午前9時からマルナカ須崎店にて、しんじょう君が交通安全の啓発活動を行う予定です。

期間中は次のことに、より一層気を付けましょう。

- 高齢者や子どもを見かけたら、思いやりを持った運転をしましょう。
- 高齢の運転者は、加齢による身体能力の低下を自覚して、より慎重な運転を心がけましょう。
- 自転車に乗る人は、自転車も車両であることを自覚し、信号無視などの交通ルールに反した危険な運転はやめましょう。
- 幼児・児童が、自転車に乗る際にはヘルメットを着用

させましょう。

- 乗車中は、すべての座席で必ずシートベルトを着用しましょう。
- 飲酒運転は犯罪です。絶対にしない、させないようにしましょう。

総務課 総務管財係

☎42・3791

新入園児・ 新入学児童の 交通事故を防ごう

新入園・新入学の季節です。一人で行動する機会が増える新入園児・新入学児童は、道路を安全に通行するための知識が、十分ではありません。

保護者の指導や、周囲の大人が見守ることが大切になります。

保護者の皆さんは、子どもと一緒に通園・通学路の点検をしましょう。子どもには安全な横断を繰り返し指導してください。

ドライバーの皆さんは、子どもの特性に注意が必要です。歩道でふざけている子どもがいたら、車が見えていないと考え、減速や一時停止を心がけましょう。住宅地・学校・保育園など、子どもがいるような場所を通るときにはとび出しを予測し、徐行運転をしてください。

須崎警察署

☎42・0110

寄贈のお礼

国際ソロプチミスト須崎様から、吾桑公民館に机6台を寄贈いただきました。

ご厚意に感謝し、有効に活用させていただきます。



生涯学習課 生涯学習係

☎42・8591